

# 看板のルールが 変わりました

看板オーナー  
の皆様へ



看板のルールを定めた宮城県屋外広告物条例が改正され、平成30年4月から新たなルールが追加されます。

## 看板のルールとは何ですか？

屋外で看板を設置するには原則として知事の許可が必要です。

また、設置した看板を良好な状態に保持するため、適切に管理することや、使用の終わった看板を除却することは看板オーナーや設置者の義務です。

これらの義務に違反すると行政の指導を受けたり、罰則が適用される場合があります。

## どうしてルールがあるのですか？

屋外の看板は景観やまちなみを構成する重要な要素であるとともに、公衆に対する危害を防止する必要があるからです。

屋外で雨、風など厳しい自然環境にさらされ続ける看板は、見かけは問題なくとも老朽化していきます。そのため、適切に管理されていないと、飛散、落下、倒壊などの事故を発生させるおそれがあります。

## どのようにルールが変わったのですか？

- ①許可を受けた看板は、必ず管理者を置くことが義務づけられました。
- ②全ての看板に定期的な安全点検が義務づけられました。

## いつから新しいルールが始まるのですか？

平成30年4月1日からです。ただし、既に許可を受けて適法に表示されているものは、許可の期間が満了する日まで管理者の届出は必要ありません。

※ 詳しくは最寄りの県土木事務所（栗原地域事務所除く）までお問い合わせください。

※ 栗原市、東松島市、大和町は県から事務の委譲を受け、各市町で許可事務を行っています。詳細は各市町窓口にお問い合わせください。

※ 仙台市内の看板は仙台市屋外広告物条例が適用されますので、仙台市にお問い合わせください。

